

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第30号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市醍醐駐車場の項中「午前0時30分」の右に「(当該翌日が土曜日の場合にあつては、午前1時)」を加える。

附 則

この規則は、平成27年10月2日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市総務課)